

災害時における安否不明者等の氏名等公表の方針

1 趣旨

人命救助を最優先に迅速かつ効率的な救助活動を行うとともに、個人情報の保護を図るため、災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関する基本的事項を定める。

2 用語の定義

(1) 安否不明者

当該災害に被災した可能性があり、連絡が取れず安否が分からない者

(2) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

(3) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者

3 対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、県が災害対策本部を設置したもの

※災害対策本部を設置しない災害については、事象の重大性や特異性等から個別に判断する。

4 公表の範囲

(1) 安否不明者

氏名（フリガナ）、住所（市町村又は大字名まで）、年齢、性別

※住所については、市町村の規模等に応じて、個人の特定に必要な情報の範囲（市町村名又は大字名まで）を判断する。

(2) 死者

住所（大字名まで）、年齢、性別

5 公表の要件

(1) 安否不明者

次の要件をすべて満たす場合に公表する。

①住民、自治会等及び行政が情報収集を行ってもなお、救助が必要な住民の特定が困難である等、氏名等の公表が、限られた救出期間において救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれること

※救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれない例

・被災したことは明らかであるが、発見できずに所在不明となっている場合

・発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合

②市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められないこと

(2) 死者

原則公表する。

ただし、公表の範囲は上記のとおり、個人の特定に至らない「住所（大字名まで）、年齢、性別」までとする。

6 公表の期間

安否不明者としての氏名等の公表は、概ね1週間を目安とする。